

「学校いじめ防止基本方針」

いわき市立赤井小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第十三条により、赤井小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止といじめの絶無を目的として作成するものである。

＜いじめ防止対策推進法 第十三条＞

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止に向けての基本な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条より

(2) いじめの具体例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うようにする。

(3) いじめ防止等のための対策の基本理念

- いじめは全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。
- 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目指す。
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いわき市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(4) いじめ防止等に関する基本的考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学級でも起こりうる」という考えに立ち、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行う。

2 いじめ防止等対策のための組織

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止等対策委員会」を設置する。内容によっては全教職員が参加し、いじめ防止対策について協議する。

また、重大事案が発生した場合は、PTA役員、学校評議員、赤井駐在署員に連絡して説明し、いじめ問題解決のための対応について助言や支援をいただく。

3 いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応等に関する取り組み(別紙)

4 いわき市教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、そのような疑い、また、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、速やかにいわき市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いわき中央警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちにいわき中央警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの被害を受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを加えた児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 いじめに対する措置のための取組

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は、児童の心身の発達段階を考慮するとともに、教育的配慮に留意し、児童自らが自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

7 その他

- (1) 年間計画
 - ・「いじめ防止等対策委員会(生徒指導委員会)」を開催する。(月に1回)
 - ・毎週月曜日の職員打合せ時にいじめや生徒指導上の問題について、情報交換を行う。
 - ・「いじめ・なやみごと調査」を実施する。(年間5回)
 - ・いじめの事実が確認された場合は、随時「いじめ防止等対策委員会」を開催し、対応について協議する。
- (2) 教育相談体制の強化
 - ・生徒指導主事や養護教諭を中心とした教育相談体制を強化する。
- (3) 校内研修
 - ・「いじめ防止等対策委員会」や生徒指導委員会等で、いじめの未然防止、早期発見、いじめ問題への対処について、校内研修を充実させる。
 - ・いじめの未然防止、早期発見、いじめ問題への対処について、具体的な事例をもとにした研修をする。

1 学校全体としての取り組み

		児童への指導や対応・対処・取り組み	保護者・地域への協力や依頼
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の道徳性や人間性の把握 ○道徳教育の充実 ○人権教育の充実 ○情報モラル教育の向上 ○正しい判断力の育成 ○奉仕的活動や体験的活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ◇ゲーム、インターネット、携帯電話等の使う時の約束の確認 ◇家庭生活のあらゆる機会をとおしての善悪の判断の育成 ◇地域行事等への積極的な参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れ一人である児童への声かけ ○個別の面談や相談、「いじめ・なやみごと」調査による情報収集 ○文房具等の持ち物に紛失やいたづらがあった時の即時対応と原因究明 	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常的・積極的な子どもとの会話や交流 ◇服装の汚れや乱れ、怪我のチェック ◇子どもの持ち物の紛失や落書きに配慮
いじめに対する措置・対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた側 ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時に見廻りを行うなど、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ◇問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察・児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ◇事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ◇被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた側 ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時による見廻り行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ◇問題把握へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ◇事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ◇被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)

行為がわかりにくい いいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ◇問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ◇事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童	<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へすぐに知らせる指導 ◇どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成
いじめ防止対策委員会	校長・教頭・教務・生徒指導主事 ・学年主任・養護教諭 (事案によってはPTAも)		
いじめに関する関係機関	いわき市教育委員会、いわき中央警察(赤十字所)、PTA 児童相談所、社会福祉協議会、民生指導委員		◇必要に応じて学校評議員にも相談する。

2 家庭や地域との連携

	具体的な取り組み	手段・場面・手立て等
家庭(PTA)での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ◇子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時や悪いことをしているときにはしっかりと叱ることの実践啓発 ◇父親の子育てへの積極的参加を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAによるノー・メディアの実施 ・PTA広報による啓蒙 ・家庭教育研修への積極的な参加
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ◇広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校や保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA・母の会あいさつ運動 ・交通安全協会・婦人会による交通安全指導とあいさつ運動